

「ビューさわた」「羽茂温泉クアテルメ佐渡」貸付事業者選定に係る公募型プロポーザル 質問回答表

No.	区分	質問項目	質問	回答
1	共通	5プロポーザルの実施	直近3年間の財務諸表なしの新規設立団体でも応募できるのか？	新規設立団体でも応募できます。 新規設立団体は提出できる財務諸表が無い場合がありますが、可能な範囲で団体の財務状況が確認できる書類をご提出ください。
2	共通	5プロポーザルの実施	「佐渡市税の未納がない事の証明書」については、団体ではなく、代表者個人の証明書を提出すればよいのか？	法人の場合は法人の証明書、法人以外の団体の場合は団体代表者個人の証明書をご提出ください。
3	共通	5プロポーザルの実施	証明書は佐渡市役所のどの部署にて発行して貰えるのか？	税務課で手続きしてください。
4	共通	5プロポーザルの実施	法人以外の場合、団体の代表者及び構成員を確認できる書類の提出が求められているが、「団体規約」(代表者および構成員が記載されている)を提出すればよいのか？また、「団体規約」以外に提出すべき書類があるのか？ まずは、代表者1名での組成を想定しており、その後賛同者の参加を募る予定。代表者1名の団体でも応募資格があるのか？(任意団体の最低人数に関する法的規定はない) また、応募資格を満たす為に、団体名義の「銀行口座」を開設しておく必要があるのか？その場合の最低残高はいくら程になるのか？	団体規約に代表者および構成員が記載があれば、団体の代表者及び構成員を確認できる書類を別に提出する必要はありません。 定款、規約、寄付行為の写しその他これらに類する書類は、団体の組織や運営に関する基本的ルールを確認するための提出資料ですので、基本的ルールが分かるものであれば団体規約に追加でご提出していただく書類はありません。 複数名で構成するものを団体として取り扱います。 プロポーザルの参加申込時において、銀行口座の開設を必須としていません。
5	共通	5プロポーザルの実施	任意団体の場合、佐渡市との貸与契約を締結する主体となり得るのか？それとも、契約主体は団体ではなく代表者個人との締結となるのか？	任意団体の場合はその代表者個人との契約となります。

「ビューさわた」「羽茂温泉クアテルメ佐渡」貸付事業者選定に係る公募型プロポーザル 質問回答表

No.	区分	質問項目	質問	回答
6	共通	2貸付の概要	<p>「給湯ボーラー等入浴事業に必要な機械設備一式」は建物に付帯する設備であり、建物の一部として貸与され、別料金はかからないものと理解するが、それでよいのか？(備品の無償貸与は記載されているが、付帯設備に関する貸与の無償・有償記載はない)</p> <p>現状の機械設備の導入時期(および残存使用可能年数)と製造社名、製品名製品番号がお分かりでしたら教えて下さい。</p> <p>貸付物件返却の際、「原状回復」条件が付けられていますが、(建物への大きな改修を伴わず)機械設備を入れ替えた場合、旧機械設備に戻す必要があるのか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>募集要項資料に示すとおりです。詳細は現地確認の際にご確認ください。</p> <p>機械設備を同程度以上の性能のものに入れ替える場合は、旧機械設備に戻す必要はありません。</p>
7	ビューさわた	3貸付の条件	<p>ビューさわた入浴事業の主要コストとして、電気・水道料金があるが、佐和田大佐渡交流活性化センターで使用している電気・水道料金の推定月額(または年額)がお分かりでしたら教えて下さい。(入浴事業の正確なコスト構造を把握する為に必要)</p>	<p>大佐渡交流活性化センターの詳細な電気・水道使用料は把握していませんので募集要項のとおり、佐渡市農業政策課と協議してください。</p>
8	共通	5プロポーザルの実施	<p>「3. 団体の代表者および構成員を確認できる書類」、「4. 定款・規約・寄付行為の写しその他これらに類する書類」に対して以下の書類を準備していますが、これらで問題ありませんでしょうか？また、これらのPDFコピーをE-Mail添付にて送付する予定ですが、これらの書類の中で郵送または持参する必要がある書類がありますでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> * 団体規約 * 設立総会議事録 * 役員名簿 <p>「6. 直近3事業年度の貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書またはこれらの相当する書類」に対して、代表者個人の銀行口座残高証明書を提出する予定です。提出方法が「メール」となっておりますが、原本が必要な場合は「郵送または持参」しますが、PDFにてE-Mail添付送付で宜しいでしょうか？</p> <p>また、原本の「郵送または持参」でなければいけない書類がありましたら教えて下さい。たとえば、「佐渡市税の未納がないことの証明書」のPDFによるE-Mail送付は受け付けない、ということになりますでしょうか？</p>	<p>提出書類の3は法人の場合は法人の全部事項証明書、法人以外の場合は団体の代表者および構成員を確認できる書類、提出書類の4は、団体の組織や運営に関する基本的ルールを確認できる書類をそれぞれご提出ください。</p> <p>提出書類の6は原本を提出する必要はありません。</p> <p>「法人の現在事項全部証明書」と「市町村税の未納がないことの証明書」は、郵送または持参により原本をご提出ください。</p> <p>※募集要項に定める提出書類について「法人以外の場合の団体の代表者及び構成員を確認できる書類」の提出方法を「郵送又は持参」から「メール」に訂正します。</p>